



安心

安全

国がつくった

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が
廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

おかげさまで、今年50周年を迎えました。

制度の特長

1 全国**125万人**が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は
全国の経営者約125万人が加入しています。（H27.3末現在）

2 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、
課税対象所得から控除できます。

3 受取り時も**税制メリット**

共済金の受取りは、一括の場合は「退職所得扱い」、
分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

経営者のための
退職金制度です!

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時
などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の
差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページをご覧ください

小規模企業共済

検索

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/> TEL:050-5541-7171 (共済相談室)



節税で、今日からおトク。 確かな備えで、未来もナットク。

規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。

そんな思いから生まれた、小規模企業共済制度。掛金が全額所得控除になる

今のおトクと、積み立てによる未来のナットクがひとつになった、

従業員20名以下(※)の企業経営者のための制度です。

※ 宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下

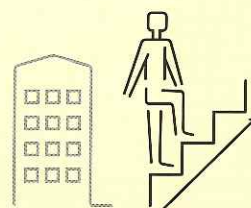
節税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。



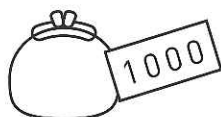
経営者の退職金

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。



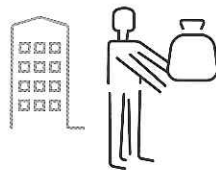
小規模企業共済のポイント 国がつくった、安心でおトクな制度です。

POINT
1



掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。加入後も、いつでも変更できます。

POINT
2



共済金は、退職・廃業時等に受取り可能。満期や満額はありません。

POINT
3



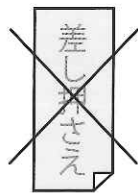
共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、掛けた年数に応じて控除額が増えます。

POINT
4



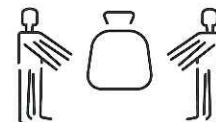
共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、公的年金と同じ扱いになります。

POINT
5

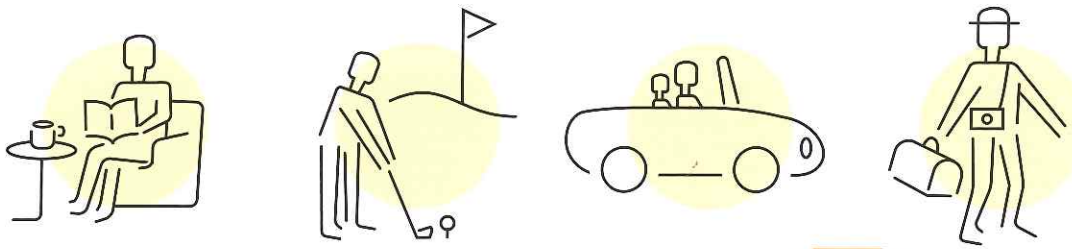


共済金の受給権は差し押さえ禁止。将来の安心を、しっかり守ることができます。

POINT
6



納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。もしもの時の、サポートにもなります。



おトク

実際に、どれだけおトクなの？



【例】課税された平均所得金額が400万円、
月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが
共済金Aを受取った場合。

節税額合計：109,500円^{*}×15年=1,642,500円
掛金合計額=5,400,000円^{*} 共済金A：6,033,000円
受取額-納付額=633,000円

合計 **2,275,500円**

※一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	109,500円 [*]	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

※中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額を、ご確認ください。

共済金額一覧表

掛金月額が10,000円の場合（掛金月額を30,000円とする場合は、下記の表の金額を3倍にしてください）

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A(A共済事由)	共済金B(B共済事由)
		<ul style="list-style-type: none"> ▫ 個人事業の廃止 ▫ 個人事業主の死亡 ▫ 会社等の解散 など 	<ul style="list-style-type: none"> ▫ 老齢給付(※) ▫ 会社等役員の疾病・負傷・65歳以上の退任 ▫ 会社等役員の死亡 など <small>※65歳以上で180か月以上掛金を納付した方に限る。</small>
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	1,800,000円 [*]	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

ご加入いただく前のご注意

- 準共済金 ▪ 12か月未満は掛け捨てとなります。
- 共済金A・B ▪ 6か月未満は掛け捨てとなります。
- 解約手当金 ▪ 12か月未満は掛け捨てとなります。
 ▪ 240か月未満は掛金合計額を下回ります。

その他制度の詳しい内容については
「小規模企業共済制度のしおり」をご覧ください。

加入の申込みは
右記機関まで

- 商工会 ▪ 商工会議所 ▪ 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会 ▪ 金融機関（銀行・信用金庫・信用組合など）

ホームページでのお問い合わせはこちら

小規模共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai/

お電話でのお問い合わせはこちら

共済相談室 **050-5541-7171**

【受付時間】 平日9:00～19:00

平成28年6月までは、右記のとおり実施しております。平日9:00～19:00 土曜10:00～15:00

取扱機関名



習志野商工会議所
中小企業支援室

〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14

TEL:047-452-6700 FAX:047-452-6744

URL:<http://www.narashino-cci.or.jp>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

中小企業ビジネス支援情報満載のウェブサイト

「J-Net21」www.j-net21.smrj.go.jp

FAX送付状

資料請求等

FAX番号：047-452-6744

送付先：習志野商工会議所 行き

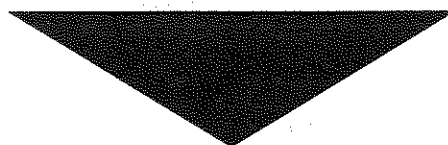
事業所名	
代表者名	
所在地	〒
電話	()

※ご記入いただきました上記氏名、住所等につきましては、
小規模企業共済制度の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

小規模企業共済制度について

(いずれかに○印を付けてください。)

1. 加入したい
2. 増額したい
3. 制度の詳しい説明を受けたい
4. 制度の案内を送ってほしい



この方向に入れてください。